

気軽に お悩み解決！ 法律コーナー

今月の担当は…

第10回



のぶひろ
吉江暢洋弁護士

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブルなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。

今回は…「建築トラブル」です！

住宅を建築する場合、住宅メーカーや工務店と契約を結びます。しかし、このとき気をつけないと、後で困ったトラブルに巻き込まれることがあります。

▶契約したけど最初の説明と違うところがあるの
で、契約をやめたい▶完成した家の間取りなどが注文と違う▶契約してお金を半分払った（残りは完成時払い）がいつまで経っても工事が始まらない——など、色々な相談が寄せられています。

今回は、こうしたトラブルに巻き込まれないための心構えをお知らせしたいと思います。

- ①事前にとことん話し合おう…まず契約する前に、要望をきちんと伝え「できること」「できないこと」を確認しましょう。後になって希望が叶わないことを知ると、せっかく建てている家への夢や希望がなくなってしまうです。どんなことでも業者に伝え、それが可能か確認しましょう。それを曖昧にしたまま契約を急ぐ業者は、後でトラブルになる可能性があります。
- ②契約書はしっかり読もう…契約書の内容は、事前の話のとおりですか？ 分からないところはないですか？ 後から不満を言っても、業者から「きちんと契約したでしょ」と言われてしまいます。

契約書の内容は必ずじっくりと確認し「おかしいこと」「わからないこと」は徹底的に説明を求めてください。納得できない状況で契約書にサインしたり印を押ししたりしてはいけません。

③素人でも図面を見よう…「専門家にお任せ」は絶対だめです。設計図面はきちんと確認し、分からないことは納得するまで聞きましょう。想像と違う家が出来上がってしまうかもしれません。

④お金の話は明白に…全部でいくら？ その内訳は？ その他の手数料は？ しっかり確認しておきましょう。これも、曖昧な業者は危険です。

最後に大事なことですが、業者と話したことは書面にして、双方で確認しておくことがトラブル防止になります。また、話し合いは全て録音しておくべきです。家の建築は大切な人生の一大イベントです。事前の注意が後悔しないコツです。

—山田町法律相談センター—

- ▷相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日
- ▷時間 午前10時～午後3時（受け付けは午後2時半まで）
- ▷設置場所 旧県立山田病院3階（八幡町）
- ◆問い合わせ ☎81-2560

吉江弁護士に直接ご相談の方は、川上・吉江法律事務所（盛岡市菜園1-3-6農林会館4階☎019-651-3560）へ。

Yamada Holland News

山田 オランダ ニュース

～ 異 国 と の 交 流 記 録 ～

◎ジュニア海外使節 団結団式が開催

11月28日、町中央コミュニティセンターにおいて山田町ジュニア海外使節団結団式が開催され、使節団の中高生12人がオランダ・ザイ



スト市で学ぶ決意を確認しました。式には保護者ら約20人が出席。使節団の勝山雅治君（山田高2年）は「オランダの人に山田の現状を伝えたい。自分もオランダについて見たり聞いたりした事を町の復興に役立てたい」と意気込みを話しました。

◎山田とオランダの交流の記録『時空を超えた絆』がオランダ語で翻訳されました

山田町元教育長の木村悌郎さんが執筆した『時空を超えた絆』が、本町で外国語指導助手として勤務するエレン・バン・ダムさんにより、オランダ語に翻訳されました。翻訳作業について何うと「昔の日本語は難しく大変だったが、この本を読んで初めて知ったこともあり楽しかった」と笑顔で話してくれました。

